

平成26年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年9月17日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後2時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和
産業振興室長 中村茂弘 町民課長 羽場幸春
農林課長 小平春幸 建設課長 武重栄吉 観光課長 今井一行
会計室長 市川清子
たてしな保育園園長 中谷秀美 総務課長補佐 遠山一郎
代表監査委員 市川 泉

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

散会 午後3時43分

議長（滝沢寿美雄君） これから、9月17日、本日、審議最終日の会議を開きます。

報告します。宮坂教育次長から、他の公務のため、欠席の届けが出ております。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラからの取材を許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第61号～日程第27 陳情第5号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 議案第61号 立科町振興計画基本構想の議会の議決に関する条例制定についてから、日程第27 陳情第5号 学校通学用バスの新規路線運行に関する陳情書までの27件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件については、各常任委員会に付託し審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。西藤 努総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

5番（西藤 努君） 5番、西藤です。

総務経済常任委員会付託案件審査報告を申し上げます。

当委員会に付託された案件は、条例制定1件、補正予算6件、認定5件、請願2件の計14件であります。

内容につきましては、審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

本委員会は、9月8日に付託された表記案件を審査するため、平成26年9月10日、常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりであります。

（1）議案第61号 立科町振興計画基本構想の議会の議決に関する条例制定について

全会一致で可決しました。

（2）議案第68号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第4号）について
歳入全款歳出のうち、【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費を除く）、
【5款】農林水産業費、【7款】土木費、【10款】災害復旧費、【12款】予備費。

歳入について、主なものは、平成25年度決済による繰越金が確定したための増額、国庫補助金で事業の進捗及び社会保障・税番号制度導入に伴う電算システム改修経費の増額、社会福祉法人ハートフルケアたてしなが、施設内に整備する保育施設・

地域共生スペースに係る増額であるとの説明を受けました。

歳出について、主なものは、【2款】総務費では、総務管理費でふるさと寄附金の収入実績に伴う基金積立金の増額、統合型GIS導入に伴う帳票等印刷機購入費の増額、町税費で、社会保障・税番号制度導入に係る電算システム改良委託料及び中間サーバー整備に伴う負担金の計上であり、統計調査費で、今年度の各種統計調査に対応するための準職員賃金の増額、企画費で、豊島区新庁舎の竣工に伴う記念樹の寄贈及び学生が町内の宿泊施設を利用したまちづくり活動等に係る経費に対して交付する、学生地域活動支援補助金の補正、コミュニティー費でろ過機・ポンプ等の点検委託料と、男子サウナの修繕料に係る工事費負担の補正との説明を受け、全会一致で可決しました。

【5款】農林水産業費では、農業費で、農地基本台帳システムの改修に伴う業務委託費の増額、青年就農給付金の増額、森林公園管理に伴う備品購入等の補正、林業費で、林業振興経費の補正との説明を受け、全会一致で可決しました。

【7款】土木費では、道路橋梁費で、町道改良舗装工事及びガードレール設置工事の増額、住宅費では、町営住宅長寿命化計画策定業務委託料の計上と、女神湖町営住宅の地質調査等の委託料の増額、下水道費で、下水道事業推進経費の増額が主なものとの説明を受け、女神湖町営住宅の支出調査等委託料については、慎重に再度検討することの要望を付し、全会一致で可決しました。

【10款】災害復旧費、【12款】予備費は、全会一致で可決しました。

(3) 議案第72号 平成26年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算(第1号)について

全会一致で可決しました。

(4) 議案第73号 平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

全会一致で可決しました。

(5) 議案第74号 平成26年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

全会一致で可決しました。

(6) 議案第75号 平成26年度立科町水道事業会計補正予算(第2号)について
全会一致で可決しました。

(7) 議案第76号 平成25年度立科町水道事業会計未処分利益余剰金の処分について

全会一致で可決しました。

(8) 認定第3号 平成25年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入全額歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費(1項7目消費者保護推進費、3項戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費

(1項2目地域交通対策費)、【7款】土木費、【8款】消防費、【10款】災害復旧費、【11款】公債費、【12款】予備費。

歳入については、町税、財産収入並びに使用料など、徴収努力は認められるものの、引き続き、効率的で有効な徴収体制の強化を図り、自主財源の確保になお一層の努力を求めるとともに、入湯税については、課税客体の把握、財産収入では、別荘等新規契約者の増につながる宣伝方法の検討及びふるさと給付については、魅力ある内容の充実を図り、さらなる増収につなげることを要望し、歳入を認定しました。

歳出については、各科目で経費節減による支出抑制が認められました。また、大型事業として、統合型GIS導入が進められており、事業成果の運用方法を検討される中で、事務事業の効率化、住民サービス等、今後の事業展開に期待をするものです。

職員一人一人が常にコスト意識を持ち、事務事業の検証・分析を生かした事業の推進に努めるよう要望し、全会一致で認定しました。

(9) 認定第8号 平成25年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定について

全会一致で認定しました。

(10) 認定第9号 平成25年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

全会一致で認定しました。

(11) 認定第10号 平成25年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

全会一致で認定しました。

(12) 認定第11号 平成25年度立科町水道事業会計決算認定について

全会一致で認定しました。

(13) 請願第3号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願

賛成多数で採択されました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、一部要望を付し、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。議案第68号 平成26年度立科町一般会計補正予算につ

いて、その中で、農林水産業費森林公園管理経費の補正並びに土木費町営住宅建設事業費の補正について、審議経過をご説明いただきたい。特に、町営住宅については、先ほど慎重に再度検討するとの要望を付されたということですので、その詳細についても説明をお願いしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 西藤 努総務委員長。

5番（西藤 努君） それでは、審査経過を報告申し上げます。

陣内森林公園管理棟貸付についてということでございます。

審査経過では、マスセンターさんより陣内森林公園管理棟に対して、10月より飲食等の提供に使用したいと使用申請が出されており、許可証を近く発行する予定でいるとの説明がありました。

補正予算は、これらに伴う必要備品の整備であり、使用者とメニュー等を調整し、町で準備するものを決め、中古備品も利用した購入との説明がありました。

誘客効果、また平成27年度より、段階的に進めたいとする陣内森林公園整備マスタープラン推進の核になることが期待できるものとして、本会議での質疑、全員協議会での説明、質疑を踏まえ、補正予算を認めたものであります。

使用期間については、10月、11月の2カ月であります。また、使用料につきましては、売上げの0.5%との説明を受けております。

平成27年度から、森林公園管理は指定管理の方向が検討されており、来春再開にまでは進捗の方向があるものと思っております。

以上です。

続きまして、町営住宅建設事業費についてでございます。

9月8日、全員協議会において、計画概要として、建設規模、スケジュール、事業費、更新理由、現地選定理由の説明、質疑を踏まえ、また、4月25日、当委員会の現地視察、8月22日、2回目の現地視察を行った経過も踏まえ、観光地域であることも考慮しながら、住宅政策面からも考慮し、現地視察では、地元説明の実施を要請した経過も踏まえ審査を行いました。

今般、提案された調査測量委託料増額145万7,000円は、地域でのヒアリング調査を実施し、需要はあるとの判断を決定したとの説明があり、現地での建てかえを計画し、ボーリング調査、地質調査等、新見積りの結果、不足が生じたとの説明であります。

審査過程の中で、現在の住宅環境は、築後三十数年が経過し激しく老朽化が進んでおり、今のままではいけない、地域にふさわしいものを検討し進めてほしい。また、地元議員等から建設を反対する声も聞こえるが、地域で本当に必要とされているのか等々の意見があり、執行には再度慎重に検討することを要望してあります。地元説明実施要望については、調査内容が進んだ段階で行うということでございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。

次に、土屋春江社会文教観光常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君） 4番、土屋です。

それでは、社会文教観光常任委員会報告をいたします。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

本常任委員会は、9月8日に付託された表記案件について、9月9日、常任委員会を開催し、慎重に審査を行った対応は次のとおりであります。

（1）議案第62号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型運営に関する基準を定める条例制定について

子ども・子育て支援に定める施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設を確認するための基準を定めるものとの説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

（2）議案第63号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の認可を行うための基準を定めるものとの説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

（3）議案第64号 立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

放課後児童クラブの質を確保するため、設備及び運営に関する基準を定めるものとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第65号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第66号 立科町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

原案を全会一致で可決しました。

（6）議案第68号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第4号）について

歳出のうち、【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費）、【3款】民生費、【4款】衛生費、【6款】商工費、【2款】観光費、【9款】教育費。

【3款】民生費、高齢者福祉費では、社会福祉法人ハートフルケアたてしなの施設整備に係る補助金との説明を受けました。

【4款】衛生費、保健衛生費では、健康増進と医療費適正化事業と水痘・高齢者の肺炎球菌の予防接種、清掃費では、ごみの減量化推進事業の説明を受けました。

【6款】商工費、観光費では、歴史民俗資料館跡地へ良質土の運搬手数料及び女神湖センター地下倉庫、床改修工事費との説明を受けました。

【9款】教育費、小中学校の印刷機更新、区部落仲介所施設修繕のための補助金、体育センター用具庫のドア修繕料の補正が主なものとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第69号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第70号 平成26年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第71号 平成26年度立科町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

原案を全会一致で可決しました。

(10) 認定第3号 平成25年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について

歳出のうち、【2款】総務費(1項総務管理費、3項戸籍住民基本台帳費)、3款民生費、【4款】衛生費、【6款】商工費(1項商工費)、1目商工振興費、2項観光費、【9款】教育費。

【2款】総務費、消費者保護推進費では、消費者活動補助金の使途及び活動についての説明を受けました。

【3款】民生費、社会福祉費では、事業に関する周知や事業効果等について、高齢者福祉費では、事業実績の減少、委託事業への移行等の説明を受けました。

児童福祉費では、各種研修会の内容や保育所の経常経費の内容について、人権センター経費では、平成25年度より職員が不在となり、給料、職員手当等の人件費の減との説明を受けました。

【4款】衛生費、保健衛生費では、地域医療対策事業経費と母子保健費の委託料、環境啓発推進事業経費の報償費、清掃費では、不法投棄の対応と件数、ごみ減量化の事業効果等の説明を受けました。

【6款】商工費、商工振興費では、事業所に対する補助内容の説明を受けました。観光費では、負担金の施行状況について、東信州観光連盟開催による負担金の減との説明を受けました。

【9款】教育費、中学校費では、中学校教育振興経費の報償費の内容、社会体育費では、大会不参加による負担金減との説明を受け、原案を賛成多数で認定しました。

(11) 認定第4号 平成25年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

原案を全会一致で認定しました。

(12) 認定第5号 平成25年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

原案を全会一致で認定いたしました。

(13) 認定第6号 平成25年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

介護サービスを利用しない認定者についての説明を受け、原案を全会一致で認定しました。

(14) 認定第7号 平成25年度ハートフルケアたてしな事業会計歳入歳出決算認定について

原案を全会一致で認定しました。

(15) 認定第12号 平成25年度立科町索道事業特別会計決算認定について

原案を全会一致で認定しました。

(16) 陳情第5号 学校通学用バスの新規路線運行に関する陳情書

原案を全会一致で採択しました。ただし、町外へ通う立科町の高校生に配慮することを求める議論もありました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長（滝沢寿美雄君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第68号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第4号）については、橋本昭君から、お手元に配りました修正の動議が提出をされています。これを、本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。橋本昭君、登壇の上、説明願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君） 7番議席、橋本 昭です。

議案第68号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第4号）についての一部を修正する提案説明をいたします。

第1表歳入歳出予算補正の一部を改めます。

款7 土木費、項4 住宅費の補正額を83万4,000円、計を1,087万3,000円とし、これにより、土木費の補正額2,704万4,000円を2,558万7,000円に改め、土木費計を8億

8,744万3,000円とします。

この修正額を予備費で調整し、予備費補正額を3億1,522万7,000円、予備費計を3億4,667万2,000円とします。したがって、歳入歳出予算の総額についての修正はございません。

続いて、お手元の資料の歳入歳出予算事項説明書をごらんください。

歳出、款3土木費、項4住宅費、目3町営住宅建設事業費の説明欄、調査、測量委託料、女神湖町営住宅145万7,000円をゼロとするため、補正額をゼロとするものであります。同額予備費に増額補正いたしました。

修正提案の理由をご説明申し上げます。

女神湖町営住宅調査測量委託については、平成26年一般会計当初予算に計上されました。予算特別委員会において、女神湖住宅の調査測量とは、現在地での建設の可否等を調査する内容を含めているとの認識のもとに採択された経緯があります。しかしながら、女神湖町営住宅の老朽化による建て替え問題は、白樺高原という観光地における町営住宅のあり方を、観光行政の観点から町営住宅の目的、入居条件、建設する場所が観光地として適切であるかという立地の問題、観光地における一般住宅のあり方等を十分議論し、女神湖地域の現状からの脱皮という将来構想、すなわち、白樺高原女神湖地域再整備構想を立ち上げる中で検討されるべきで、単に、町の住宅政策の問題ではないと考えます。

また、劣悪な住環境の中で、特に冬は大変な状況の中で住まわれている方がおられ、一刻も早く建設をとの意見が、行政、議員から述べられていますが、仮に、建設の方向へ進んだとしても竣工までこれから二冬を過ごさなければならないわけであり、真にそのように思われるならば、きょう現在でもあいている里の町営住宅への転居や高原内の空きマンション、別荘等を調査され、転居していただく方策をとることのほうが先決であると申し上げたい。

本問題は、観光地の将来構想において、さらなる投資が必要な時期でもあると考えられ、財政が厳しい現状において、町営住宅建設に多額の投資がなされることは、より慎重かつ深い議論の上で決めるべきであります。

このため、行政が決める住宅政策であっても、地域住民、観光事業者との合意形成は不可欠であり、しっかりと説明がなされた上で、決して拙速で結論を出すべきものでないと考えます。

先ほどの総務経済委員長報告の中で、本件について、地域住民に対しての説明をするなど、慎重に再度検討した上で、予算を執行するよう要望が出されましたが、議会が要望を出されるならば、すべきことを行政が行ったことを確認し、建設の方向が定まってからでも予算計上は遅くなく、そこで、一から出直しのために修正を提案し、事務事業の執行を停止するものであります。

議員各位におかれましては、熟議の上、採択賜りますようお願い申し上げます、以上

で提案説明を終わります。

議長（滝沢寿美雄君） これから、修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案または修正案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

原案または修正案に反対の発言を許します。1番、榎本真弓君。登壇の上、願います。

1番（榎本真弓君） 1番、榎本です。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） ただいまの原案等の反対に対するということで、ちょっと、私ども意味が不明ですので、ちょっと休憩をとっていただいてご説明いただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 暫時休憩とします。

（午後2時35分 休憩）

（午後2時36分 再開）

〈1番 榎本 真弓君 登壇〉

1番（榎本真弓君） 1番、榎本真弓です。総務経済委員長報告の請願第3号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し……

議長（滝沢寿美雄君） いいでしょう。全部ですから。一括ですから。はい、どうぞ。

1番（榎本真弓君） 再度発言いたします。

総務経済委員長報告の請願第3号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願の採択に反対の立場から討論いたします。

去る7月1日、政府は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する基本方針を閣議決定しました。請願理由では、一内閣の閣議決定で憲法解釈を変えてしまうことは民主国家にあるまじき行為とあり、今回の連合審査においても、議員皆様方の反対は内閣の閣議決定がまかりならぬというものでありました。

内閣は、法律案を国会に提出する場合も閣議決定をします。法律を成立させるのは国会の役割なので、何々法案を閣議決定したということは、これから何々法案が国会で審議されることが決まったということになります。閣議決定とは、審議する題材が出たことを意味し、これからの法整備に向けて十分な審議がされていくものであります。国民の命と平和な暮らしを守ることは政府の責任です。

ところが弾道ミサイルの発射や領域を巡る国家間のトラブル、パワーバランスの

変化などアジア太平洋地域には、いつ日本に重大な影響を及ぼすかわからない問題が存在いたします。今回の閣議決定の背景には、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化し、より厳しさを増していることが最大の原因です。

明治学院大学、川上和久教授は、「東西冷戦が終わり、東アジア情勢が予断を許さない中、急迫不正の事態がいつ起きるかわからない。政府の責任として安全保障環境の変化にどう対応していくか求められている。与党協議は何も対応せず、平和ボケの道をとるのか、現実に対応した政策をとるのかの選択」と評価しました。

また、ジャーナリストであり評論家の田原総一郎氏は、「日本人の多くは平和について考えているものの、平和を維持するための安全保障については深く考えてこなかった。要するに米国頼みの安全保障で来た。むしろ安全保障を考えないのが平和だという認識すらあったと思う。公明党が与党の一角を担う政党として平和の党ならば、国の安全保障をどう守り確保するかを真剣に考えることが大事になってくるだろう」と話されています。

日本を取り巻く安全保障環境は大きく変わり、国民の生命と財産を守ることはより現実を直視した対策が必要な時代となりました。

一方で、世界に誇れる平和憲法は死守しなければなりません。今回の閣議決定は憲法解釈の基本を継承しているものであり、憲法の規範性はしっかりと守られており、憲法9条を踏みにじってもおらず、96条の硬性憲法もしっかりと守られていると認識します。

7月14日、15日の衆参予算委員会において、安倍首相から、「いわゆる集団的自衛権の行使を認めるものではない。憲法の規範原則である平和主義をいささかも変更するものではない。昭和47年の政府見解の基本論理を維持したもの」と明言しています。

さらに、「仮に今回の閣議決定を超える武力の行使を認める場合は、新たに憲法改正が必要である」と答弁しました。何も変わらない、むしろ使いづらくなった今回の閣議決定を旗印にして、安倍政権が勝手な解釈ができないよう注視するほうが妥当であると考えます。

安保法政は万が一の備えであり、対話による平和外交が最重要であります。アメリカ、中国、北朝鮮、韓国、ロシアなど近隣諸国との関係にも課題を残しています。行動の伴わない観念的な平和論ではなく、着実に平和への駒を進めていくことが政府の責任です。今後の法整備において、揺るぎない日本の安全保障と憲法9条の堅持が両立するよう、しっかりと注視してまいりたいと思います。

立科町議会としては、議員各位の賢明な判断をお願いするものであります。

以上。

議長（滝沢寿美雄君） 一括議題の討論であります。ほかに反対討論はありますか。8番、山浦妙子君。

〈8番 山浦 妙子君 登壇〉

8番（山浦妙子君） 8番、山浦妙子です。反対討論を行います。

今回提案されました、子ども・子育て支援制度関連の議案第62号、議案第63号についてであります。この3つの議案に共通して言えることは、私たち町民にとって非常にわかりにくいという難点があります。町は、国の政省令のとおりの部分が多いため、短く規定できるのがメリットであるとして、条項番号の引用方式で条例案を出しておりますが、町民や議会にとっては大きなデメリットであります。

まず、条例を読んでも、その内容がわからないということです。引用している政省令の項目番号を参照しなければなりませんし、その政省令の理解が必要となります。今町民、とりわけ子育て世代が注目している子育て支援分野の条例が、読んでもわからないものとされるのは大きな問題であります。決めたはずの町の施策や基準が、政省令の変更に引きずられて、よくも悪くも自動的に変わってしまう、これでは町が町民の実態と要望を踏まえて、こういう内容で仕事をしますという責任を持った条例にならないと考えるものであります。

議案第62号については、国では、保育所も個人と施設との個別契約を基本としたという狙いがあるため、施設が選考するものと規定し、附則で自治体から委託された場合、断れないと書いています。自治体として条例化する場合、このような書き方は踏襲せずに、みずからわかりやすく「保育所の選考は町が行う」と書けばよいと考えるものであります。

次に、議案第63号については、今まで立科町の保育や子育て支援などの施策は、希望者全員の受け入れを行うなどして、これまでの保育制度の中で、親の収入にかかわらず、同じ保育を保障する子供たちのセーフティネットとしての機能を十分果たしてきました。待機児童がいない立科町にとっては、新制度の家庭的保育事業や小規模保育事業などは不要であると考えます。

それからまた、条例を読みますと、二、三の問題点も見えてきました。

まず、保育従事者の規定であります。子育て経験のあるものなどをわずかな研修を受けただけで保育に従事させることは、保育従事者に求められる専門性を否定し、児童の安全や成長を保障する責任を投げ捨てるものであります。どのような施設事業であっても、子供の保育をひとしく保障する観点から、全ての事業で保育者は保育資格者とするべきと考えます。

2つ目として、小規模の環境についても、年齢差などを考慮した検討が必要ではないでしょうか。0歳から2歳までの年齢の異なる子供を保育するためには、1人当たりの面積基準に加えて、食事や遊びなどの生活スペースと睡眠スペースなどが確保できる基準が必要となります。子供の安全や災害時の避難などを考えた場合、小規模保育所などの設置は原則2階までとするべきであります。行政のかかわりが

後退した多様なサービスも対象にする事業者の参入は、子供の保育環境の悪化や地域間、利用者間の格差が拡大することが心配されます。よって、そのような民間の参入を許さない基準条例に改めるべきと考えます。

親の働き方によって、子供の保育の保育時間がそれぞればらばらになる中で、集団活動をどう組み立てるのか、長時間の子供の生活の安定をどう保障するのか、給食やおやつ、夏休みはどうするのかなど、実践的な問題も山積みとなっていると聞いています。スウェーデンやニュージーランドでは、この課題を20年もの枠組みで進めたといいます。日本の子ども、立科町の子供がどのような育ちをするべきかというところで、長期的議論、国民的議論で合意することが大切であり、立科町の子ども・子育て支援のための条例が、町が町民に行う事業として、国の省令どおりよりもさらに手厚い施策となるような条例化をここに求めるものであります。

次に、平成25年度一般会計決算認定についてです。人権対策推進事業、部落解放同盟立科町協議会への補助金160万円と、集会所事業の委託料15万円については、その目的に基づいた事業評価を行い、見直しをする時期にあると考えるものであります。今後進められる来年度の予算編成に当たっては、協議会との議論を深め、特に公共施設である集会所委託事業の扱いについては、行政側の特別の配慮も必要かとも考えられますので、その手立ても講じるよう積極的な対応を求めて、私の反対討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに反対討論はありますか。7番、橋本 昭君。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君） 7番議席、橋本 昭です。議案第68号 平成26年度一般会計補正予算の女神湖町営住宅に係る調査測量費の補正並びに陣内森林公園管理経費の工事請負費、備品購入費の補正計上について反対の立場で討論いたします。

女神湖町営住宅に係る補正については、先ほど修正提案をした際にご説明申し上げましたので重ねての説明は避けませんが、2点だけ申し上げます。

建設予定地は、白樺高原整備計画の園地区にあり、原則宿舎は認められてない地区であること、さらに今の世の中でホテル等の従業員のための住居のニーズがあるから、またリタイアされた事業者のオーナーが住宅に困窮するからといって自治体が1室想定額2,000万円近くになる建設費を投じるなど考えられるでしょうか。

まして、観光振興に資する必要もなく住宅に困窮する町民ならば、どなたでも入れる町営住宅を建設するならば、里で民間の力を借りて建設する、これがこれからの住宅政策ではないだろうかと問題提起しておきます。

さて、陣内森林公園にかかわる補正ですが、陣内森林公園のマスタープランが過日、議会側に示されました。マスタープランの内容は、町民の皆様にも今後明らかにされることと思いますが、着地型観光の推進の点からも、今後の観光振興におい

て、楽しみな拠点になると評価しております。

そこで、本予算計上が陣内森林公園の管理運営をこのマスタープランに沿って行う事業体を定め、その後、その事業体がマスタープランを行うために必要な備品、工事等を整備するというのであれば、この補正予算計上は理解できます。

特に、厨房関係備品については、マスタープランのイメージに合った特徴ある料理を出すことも求められ、お出しする料理の内容によって整備する食器等の什器備品、テーブル、いすも相違します。以前の管理者が、沿道にそばののぼり旗を何本も並べ、景観等の点から、ひんしゆくを買いました。商売内容は自由といえども、町の税金を投資して行う店であり、特に里と高原の中間点にあることから、行政が白樺高原の飲食店の営業妨害しているとの誤解を招く問題にもなりかねません。

この点も含め、行政の透明性の観点からも町民の皆様が納得できる管理運営形態を先に示すべきであり、27年3月までに、それらを含め指定管理者等を決定した上で、27年度予算として提案されるか、または本補正予算を指定管理者が明確に決定するまで執行すべきでないとの判断から反対するものであります。

以上で反対討論を終わります。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで反対討論を終わります。

次に、原案、または修正案に賛成の発言を許します。6番、田中三江君。

〈6番 田中 三江君 登壇〉

6番（田中三江君） 6番、田中三江です。近年、各地において、異常気象、また想定外などと言われる自然災害の被害が多く発生しております。

先日、11日の大雨、雷、そして降ひょうと、被害が少ないと言われる当町もひょう害があり、被害に遭われた皆様にはお見舞い申し上げます。

私は、今定例会に上程されました全案件について、賛成の立場で討論いたします。

議案第61号 立科町振興計画基本構想の議会の議決に関する条例制定については、地方自治法の改正により、基本構想策定義務はなくなったが、条例を定め、議会の議決事件とするもので、町民税体の総意で構想を決めたいとの説明を受け、これを評価するものであります。

議案第68号 一般会計補正予算は、歳入歳出4億3,380万6,000円と多額の追加がありました。歳入では25年度からの繰越金3億6,900万円余、また臨時福祉給付金、社会保障や地域介護、農地台帳システム整備事業等、補助金収入による歳入が主なものである。歳出では、地理空間情報活用事業費、電算委託料など事業必要経費のほか、コミュニティ事業権現の湯は、老朽化によるろ過器、ポンプ類の点検、男子サウナ修繕工事との説明を受け、福祉施設として、町民皆様の和やかな憩いの場づ

くりの改修であり、賛成するものであります。

臨時福祉給付金465万円の増は、該当者の確定に伴うものであり、全ての該当者に支給できるよう配慮を望むものであります。

また、地域介護、福祉空間整備補助金は、国からのハートフルケア立科に対しての施設整備補助金4,000万円余の交付金であり、施設内保育所整備と地域の皆さんとの交流スペースが、地元の木材を使い、ぬくもりのある施設が建設される予定であり、期待されるものであります。

森林公園管理経費、備品購入費は、森林公園管理棟をマスセンターから使用申請が出ましたので、それを受け、冷凍冷蔵庫、フライヤー、調理台等の購入費であり、空き店舗の活用でありますので、できるものから始めたいとの説明を受け、賛成するものであります。

女神湖町営住宅調査測量委託料140万円余は、女神湖町営住宅は、築三十数年が経過、老朽化も進み、早急な対応が求められる状況です。

しかし、建築には2億円余の予算づけが必要となり、慎重に取り組んでいただくことを要望し、賛成するものであります。

25年度決算については、実質公債費比率4.6%と昨年の6.7%より2.1%の改善が見られ、計画的な執行がされていることと評価するものであります。

ハートフルケア立科事業会計廃止などもあり、実質収支8億9,000万円余の黒字体系となりましたが、自主財源である町税や財産収入が徐々に低下しており、人口増対策を早急に打ち出されることを望み、私の賛成討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに賛成討論、ございますか。2番、森本信明君。

〈2番 森本 信明君 登壇〉

2番（森本信明君） 2番、森本です。今定例会に上程された議案、条例改正、補正予算、決算認定について賛成の立場から意見を述べたいと思います。

平成25年は、4月に3園が統合した立科保育園が開園し、171名の園児が入園、設備が整った園舎での保育で健やかに成長、ことしの3月に第1回の卒園生44名を送り出し、立科教育の一環、新たな幼児教育のスタートの年であったかと。2月には豪雪に見舞われ、道路除雪の対応、農業施設被害など住民生活が一時的に麻痺する状況であり、その対応と今後の豪雪時の対応策を町独自と広域的に検討することが課題となりました。

また、日本の政治経済情勢は、2012年の12月から民主党政権から自民党安倍政権に移行し、引き続き東日本大震災の復旧復興、エネルギー問題、TPPへの参加問題等を抱えるなど国民生活、景気の動向に不安視がし、さらに地球温暖化による異常気象による災害が全国各地に発生して、命と財産が脅かされ、防災対策と防災意識の高揚の必要性を感じてきました。

また、東日本大震災の復興財源の確保から、交付税の人件費財源が削られ、地方自治体の末端で住民サービス等にかかわる職員給与が削減されるなど、職員に負担を強いる政府の対応であり、地方財政と自然環境等に厳しい年であったかと思いません。

さて、今定例会に上程された案件について、条例制定6件、立科町振興計画基本構想の議会の議決に関する条例制定については、平成23年の地方自治法の改正により、条例の義務づけがなくなったものの、引き続き策定、変更及び廃止の議会議決を要するものであり、町政の運営をチェックする機能として重要視することです。

子ども・子育て支援法の規定に基づく条例制定、立科町特定教育保育施設及び特定地域型保育所事業の運営に関する基準を定める条例ほか2件、他の条例改正等は、法律改正と町公共施設の解体によるものであり、上位法の関連と町行政運営にかかわる条例制定として、いずれも賛成するものであります。

平成25年度一般会計予算は、歳入の主な国庫支出金として、ハートフル増床移転に伴う交付金、繰越金の確定、歳出の主なものは、まちづくり事業経費豊島区交流事業、賦課徴収経費臨時福祉給付金、地域介護、地域空間整備事業、ハートフル移転関係費、森林公園管理費、建物施設利用による備品購入等、町道新設改良工事等で、近々の課題解決、町民益にかなうものとして賛成をするものです。

認定案件、平成25年度一般会計歳入歳出決算について、決算認定に当たっては、理事者、職員並びに各種事業に携わられた関係者に町の発展に尽力されたことに敬意を表します。決算について、決算審査報告書による財政の構造、歳入の構造は、自主財源と依存財源の構成比の推移、前年比2.1%増加し、構成比率は48.9%、ハートフルケア立科事業会計の廃止によるものと報告をされております。

歳入の構成は、佐久医療センターとハートフルケアへの補助金など、補助金が増加、防災費、繰出金はそれぞれ減少している状況にあります。財政力指数は、当年度0.32で、その推移は平成21年度0.36、22年度0.35、23年度0.33、24年度0.32と徐々に低下、自主財源である町税や財政収入の一層の徴収努力を求められています。

実質公債費率は23年度は9.9、24年度6.7、25年度4.6と改善されている状況にあります。主な歳出内容を見ると、総務費の財政会計システム等の管理、管理システムによる電算管理による事務の効率化、財産管理、地域防災などに対する地域間情報整備、地域情報推進事業、民生費の障害者支援事業、子育て支援、高齢者福祉事業等、衛生費の各種健診、不妊治療市助成、佐久広域事業の火葬場建設、川西衛生施設組合施設の保全等であります。

農林水産業費の有害鳥獣駆除対策、ため池等の整理、土木費の住宅道路整備、町道新設改良舗装工事等、教育費の特別支援教育の学習支援員配置、学校施設設備、ふるさと交流館の充実整備等であり、特別会計認定について、主な事業別会計については、国民健康保険、特別会計では保険税の値上げをし、財源の確保等に努めら

れたが、給付費の増額、基金の減少による等、会計状況は厳しい現実であるとのこと。索道事業会計は、2月の豪雪による道路状況によるスキー客の減少、夏山、冬山営業は天候不順による来客者の減少し、収益が伸びないこと。

下水道事業会計は、大城処理場が野方塩沢処理場に統合され、管理経費の節減が図られたこと、上水道事業会計は、安全安心な水道水が供給されているということ、少子高齢化、人口増の対策、環境衛生、産業振興の対策、教育の充実、防災、住環境の整備等の課題に直面し、課題解決に向けて、行財政運営に当たられ、その成果と今後の課題を見、全議案に賛成するものです。

最後に、今年、ことしが第4次立科町長期振興計画は最終年度です。これまでの経過を検証し、引き続き立科町として自立を堅持していく第5次立科町長期振興計画の策定、5年間の前期基本計画を立てたいものです。

また個別計画についても、計画に基づき、実施内容を検証され、取り組まれることを望みます。

以上、賛成討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに賛成討論はありませんか。7番、橋本 昭君。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君） 7番議席、橋本 昭です。集団的自衛権の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行うよう、関係機関に意見書を提出することを求める請願の採択を賛成の立場で討論いたします。

安倍政権は、閣議決定により、集団的自衛権行使を容認する決定をしました。各界からの反対論を受けてか、限定的な講師や抑制的運用を図るなど、いかにも条件を厳しく入している印象を与えようとしておりますが、国民の選挙で選ばれた国会議員の選挙に指名され、組閣された時の内閣であっても、国民がその内閣に全権委任したわけではなく、特に本問題は、戦後69年間不戦の国を築き、平和主義を貫いてきた国のあり方を根幹から揺るがす重要な問題であり、さきの大戦を総括しない時の政権のさじ加減で決するべきものではありません。

NHKの朝ドラ「花子とアン」を視聴されておられる方も多いと思いますが、戦争の悲惨さの一局面が描かれ、二度と戦争を繰り返すべきではないと改めて考えさせられます。真の積極的平和主義は、憲法第9条に裏づけされ、世界から不戦の国として認められている我が国が外交力をもって世界平和に寄与することができることであると考えます。

本日の、信濃毎日新聞報道で、「イスラム国台頭で避難民10億円超、人道支援へ」の見出しが出ておりました。米国が有志国連合でイスラム国の脅威に対して軍事行動を起こす準備をしている中で、時の政府の官房長官は、軍事貢献できないわけだから人道支援を実施すると述べ、裏を返せば、集団的自衛権行使の法整備が整

い、米国等からの要請があれば、日本も一緒に軍事行動するという考えを露呈したともいえる危うい発言であります。

集団的自衛権行使容認により、いたずらに外敵をみずからつくる必要もなく、国民の理解を得ようとするがために緊張感を高めることをやめるべきであります。

よって、国民の命、財産を守るという大義名分を声高に強調するのではなく、憲法第9条の解釈を含め、国会でこれまで積み重ねてきた議論を尊重することが、自衛官を含め、全ての国民の生命財産を守ることにつながるということを時の内閣は自覚すべきであり、立科町議会として、集団的自衛権に関する閣議決定の撤回を求める意見書を提出すべきとの判断に基づき、賛成するものであります。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第61号 立科町振興計画基本構想の議会の議決に関する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 立科町振興計画基本構想の議会の議決に関する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第62号 立科町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを採決します。

本案の採決は、起立により行います。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

事務局長、確認願います。

起立多数と認めます。よって、議案第62号 立科町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第63号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを採決します。

本案の採決は、起立により行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

事務局長、確認願います。

起立多数と認めます。よって、議案第63号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第64号 立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてから、日程第6 議案第66号 立科町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定についてまでの3件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてから、議案第66号 立科町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定についてまでの3件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第68号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

まず、本案に対する橋本 昭君から提出された修正案について、起立によって採決します。

この修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認願います。

起立少数です。したがって、橋本 昭君から提出された修正案は否決されました。次に、原案について起立によって採決します。原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認願います。

起立多数です。したがって、議案第68号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第69号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第14 議案第75号 平成26年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの7件を一括採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号 平成26年度立科町国民健康保険

特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第75号 平成26年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの7件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第76号 平成25年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第76号 平成25年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 認定第3号 平成25年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についての採決をします。

本案の採決は起立により行います。お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認願います。

起立多数と認めます。よって、認定第3号 平成25年度立科町一般会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第17 認定第4号 平成25年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第25 認定第12号 平成25年度立科町索道事業特別会計決算認定についてまでの9件を一括採決します。本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号 平成25年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第12号 平成25年度立科町索道事業特別会計決算認定についてまでの9件は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第26 請願第3号 集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願の採決をします。

本案の採決は起立によって行います。お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認願います。

起立多数と認めます。よって、請願第3号 集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出すること

を求める請願は委員長報告のとおり採択されました。

次に、日程第27 陳情第5号 学校通学用バスの新規路線運行に関する陳情書を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第5号 学校通学用バスの新規路線運行に関する陳情書は委員長報告のとおり採決されました。

◎日程第28 同意第4号

議長（滝沢寿美雄君） 次に、日程第28 同意第4号 立科町教育委員の選任について同意を求める件を議題とします。

議案書の朗読を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） それでは朗読をいたします。

同意第4号 立科町教育委員選任について同意を求める件

次の者を、立科町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所 立科町大字芦田590番地。

氏名 高尾昌子。

生年月日 昭和36年3月16日。

平成26年9月17日提出。

立科町長 小宮山和幸。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） 立科町教育委員選任について同意を求める件について、提案説明を申し上げます。

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、当該地方公共団体の町の被選挙権を有する者で、人格、高潔、教育、学術及び文化に関し見識を有する者のうちから、私が議会の同意を得て任命することになっております。

このたび教育委員であります高尾昌子氏が9月30日をもって任期満了になります

が、引き続き教育委員として推薦をいたします。高尾氏は、ご自分で学習塾を運営する傍ら、立科高校でも数学の講師としてご勤務され、熱心な指導で生徒にも好評だとお聞きしております。

また平成22年より教育委員を務めていただいております立科教育にも理解をいただいております、教育分野には造詣も深いことから教育委員として適任と考えております。引き続き教育委員として活躍願いたいと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意4号 立科町教育委員の選任について同意を求める件を採決をします。この採決は起立によって行います。同意第4号 立科町教育委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認願います。

全員起立です。したがって、同意第4号 立科町教育委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

◎日程第29 発議第9号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第29 発議第9号 立科町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。7番、橋本 昭君、登壇の上、願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君） 議会運営委員長の橋本 昭です。

発議第9号 立科町議会会議規則の一部を改正する規則制定について、提案理由を説明申し上げます。

地方自治法の一部改正により、法第115条の2が、115条の3に改正されました。これに伴い、立科町議会会議規則の当該部分の改正を行うものです。立科町議会会議規則の一部を改正する規則、立科町議会会議規則昭和62年立科町規則第1号の一部を次のように改正する。第17条第1項中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。附則、この規則は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

以上です。ご審議の上、採択賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第9号 立科町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 発議第10号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第30 発議第10号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） 発議第10号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年9月17日提出

提出者 立科町議会総務経済常任委員会委員長西藤 努。

集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書。

政府は7月1日の臨時閣議で集団的自衛権行使容認を決定し、関連法の改定に向けて準備に着手している。しかし、集団的自衛権について、これまで歴代政府は「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない。」としてきた。

国の安全保障政策は立憲主義に基づき、憲法前文と第9条に基づいて策定されることは当然のことであり、集団的自衛権の行使についてはその時々政府の判断で解釈を変更することはあってはならないことである。

とりわけ集団的自衛権をめぐる議論は、これまで国会においても積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようとするのは、国会答弁をも形骸

化させるものと言わざるを得ない。したがって、国においては、集团的自衛権に関する今回の閣議決定を撤回し、これに基づく法整備を行わないことを強く要望する。

地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

平成26年9月17日、内閣総理大臣ほか、立科町議会議長滝沢寿美雄。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。5番、西藤 努君。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

5番（西藤 努君） 5番、西藤です。

ただいま事務局長の朗読のとおりでございます。ご審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第10号 集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 発議第11号

議長（滝沢寿美雄君） 次に、日程第31 発議第11号 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

西藤 努総務経済常任委員長から委員会において、審査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

西藤委員長、この申出書、日程が記入されていませぬので、臨時会議を含め次期

本会議までに審査を終了し、報告を済ませてください。そうでなければ廃案となります。

7番（橋本 昭君） はい。

◎日程第32 発議第12号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第32 発議第12号 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

本件については、各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありません。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日は日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

この後、大会議室で第5次振興計画の説明がございますので、議員の方は3階の大会議室まで、ご参集願います。

（午後3時43分 閉会）